

ガス事業法と液化石油ガス法の保安規制の例

		ガス事業法		液化石油ガス法	
周知義務	消費機器の	周知対象者	頻度	周知対象	頻度
		供給地点の ガス使用者	3年度毎に 1回以上	一般消費者等	2年に 1回以上
		特定地下街、特定地下 室、超高層建物、 特定大規模建物	毎年度 1回以上	液化石油ガス法 施行規則第38条 第1号及び第2号 に定める瞬間湯 沸器、ふろがま等 の所有者又は占 有者	1年に 1回以上
		規則第106条第2号 口表中(1)から(4)ま でに掲げるガス瞬間 湯沸器、ガス湯沸器 及びガスふろがまの 使用者	毎年度 1回以上		
規則第106条第2号 口表中(5)に掲げる ガスふろがまの使用 者	3年度毎に 1回以上				
消費設備調査	頻度	40月に1回以上		4年に1回以上	
	不在処理	規則第111条関係様式第60の 備考1より、調査又は再調査の ために3回以上訪問したが、不在 で調査又は再調査ができない場 合は「不在」として処理が可能		規定なし	